

京都府農林水産部所管府営事業に係る週休2日制工事実施要領

(趣旨)

- 1 本要領は、農林水産部が発注する土木工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

- 2 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(対象工事)

- 3 原則、農林水産部発注の全ての土木工事を対象とする。
なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。

(用語の定義)

- 4 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1)土木工事

治山林道工事、漁港漁場関係工事積算基準を適用する漁港漁場整備工事（以下「漁港漁場整備工事」という。）、土地改良事業等請負工事積算基準を適用する農業農村整備工事（以下「農業農村整備工事」という。）をいう。

(2)現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。

(3)休日

各技術者及び技能労働者毎に現場（現場事務所含む。）で作業していない日をいう。

(4)現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

(5)現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(6)後片付け期間

工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

(7)施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）

イ 工場製作のみの日数

ウ 工事事務による不稼働日数

エ 工事の全面中止日数

（8）週休2日

施工に必要な期間内の全ての週で、土曜日、日曜日及び祝日（以下「土日祝」という。）が現場閉所された状態をいう。

（9）月単位の週休2日

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所された状態をいう。

（実施方法）

5 原則、週休2日に取り組むものとし、実施方法は次のとおりとする。

（1）発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。（別紙1参照）

なお、当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。

（2）受注者は、契約後、週休2日を達成するための現場閉所日確認表（別紙2参照）を作成し、施工計画書に添付し、提出するものとする。

（3）受注者は、契約後、自らの責によらず現場作業を余儀なくされる期間（現場閉所が不可能な期間）が生じる場合は、次のとおり対応するものとする。

ア 土木工事（治山林道工事を除く。）

受発注者間で協議し、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に取り組む期間を決定するとともに、休日取得計画を記載した計画工程表を提出すること。作業連絡記録等（任意様式）で個人毎に週毎の土日祝の合計日数以上に休日を確保したことが確認できれば、当該期間においても現場閉所したものとする。

イ 治山林道工事

受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。

また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に努めるものとする。

（4）受注者は、毎月の工事履行報告書に現場閉所日確認表を添付するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。

（5）受注者は、天候不良等で受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、事前に監督職員へ連絡すること。同一の週に土日祝の合計日数以上の現場閉所を行うことにより、土日祝を現場閉所したものとする。

（6）受注者は、週休2日の取組に当たり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

（確認方法）

- 6 発注者は、工事履行報告書に添付された現場閉所日確認表により現場閉所日数の割合等（実績）を確認する。

（補正係数）

- 7 週休 2 日の実施状況に応じた補正係数、市場単価及び土木工事標準単価における補正係数は次のとおりとする。

【治山林道工事】

森の保全推進課が別に定める値を用いることとする。

【漁港漁場整備工事】

水産課が別に定める値を用いることとする。

【農業農村整備工事】

補正しない。

（補正方法）

- 8 週休 2 日制工事における治山林道工事及び漁港漁場整備工事の経費の補正方法は次のとおりとする。

（1）週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。

（2）実績において、週休 2 日を達成したと認められない場合は、次のとおり対応するものとする。

ア 治山林道工事

契約書第 24 条の規定により、各経費に乗算する補正係数を月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。

また、月単位の週休 2 日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を 1.00 に変更するものとする。

イ 漁港漁場整備工事

契約書第 24 条の規定により、各経費に乗算する補正係数を 1.00 に変更するものとする。

（工事成績評定）

- 9 施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（現場閉所率）が 28.5%（8 日／28 日）未満となる等、明らかに週休 2 日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定で減点を行う。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 京都府農林水産部所管府営事業に係る週休 2 日制工事試行要領（令和 2 年 9 月 1 日）は廃止する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年9月1日から施行する。

(特記仕様書の記載例)

(週休 2 日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、週休 2 日に取り組む工事である。
- 2 週休 2 日制工事の実施は、「京都府農林水産部所管府営事業に係る週休 2 日制工事実施要領（令和 8 年 9 月改定）」に基づき実施すること。

現場閉所日確認表
(記載例)

- 作業方法
1 現場着手日と現場終了日を入力してください。(表の下の黄色着色箇所)
2 現場閉所日は○を、対象外の日は×を入力してください。(表に入力)
現場閉所しない日は空白にしてください。
3 不要な月の行は削除してください。
※土曜日は数字を青色、日曜日及び祝日は数字を赤色にしています。

(別紙2)

2026年9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実績
計画	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○	○	○	○	○			○	○				○ ×
実施	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○	○	○	○	○			○	○				7 15

2026年10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実績
計画			○	○						○	○	○					○	○						○	○						○	
実施			○	○						○	○	○					○	○						○	○						○	

2026年11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実績
計画	○		○				○	○						○	○						○	○	○					○	○		11 0
実施	○		○				○	○						○	○						○	○	○					○	○		11 0

2026年12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実績
計画					○	○						○	○						○	○						○	○		×	×	×	
実施					○	○						○	○						○	○						○	○		×	×	×	

2027年1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実績
計画	×	×	×						○	○	○					○	○							○	○					○	○	
実施	×	×	×						○	○	○					○	○							○	○					○	○	

2027年2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			実績
計画						○	○				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			2 18
実施						○	○				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			2 18

現場着手日 : 2026年9月15日 ←入力してください。
現場終了日 : 2027年2月10日 ←入力してください。
日数 : 149 日
×(対象外)の数 : 39 日
施行に必要な期間(日数) : 110 日
○(閉所日)の数 : 47 日
現場閉所率 : 0.42 %